

松浦市 森づくりの手引き

● 森林の役割

松浦市の面積の約半分を占める森林は、木材を生産するだけでなく、きれいな水や空気を育み、土砂災害などから生命や財産を守り、また、美しい景観を創り出すなどの多面的な機能を有しており、重要な役割を果たしています。



● 作成にあたって…

森林の持つ多面的機能を十分に活かすためには、森林の適正管理が必要であり、長期間を見据えた森林整備と森林資源を木材としてだけではなく、木質バイオマスなどの分野でも有効に活用し、継続的に管理を行っていく必要があります。

松浦市では、森林整備の促進と森林資源の活用を目的として、平成27年6月に「松浦市森づくり条例」を制定し、国や県の事業と併せて「松浦市森林環境整備基金」による事業の推進を行っています。

ここでは、人工林の間伐などの森林整備に関する事業の概要を紹介していますので、活用に向けてご検討ください。

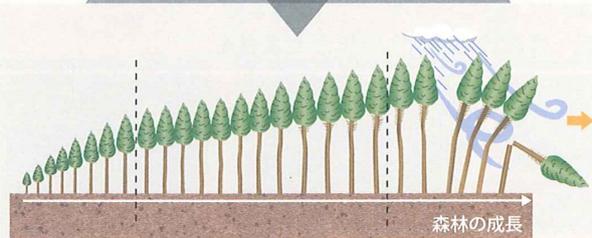


間伐で

森林がきれいに、豊かに生まれ変わります

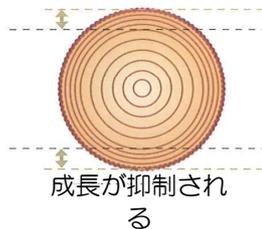
間伐をすると、森林はどのように変わっていくのでしょうか。
間伐をしなかった場合と比較してみましょう。

間伐しないと



木は細いままで、下層には下草も育ちません。

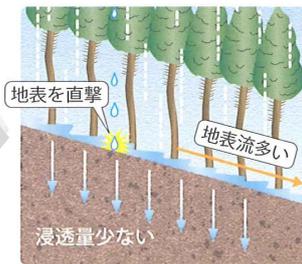
成長が抑制され、木材としての価値も下がります。



年輪幅の整った、利用価値の高い木材となります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなります。



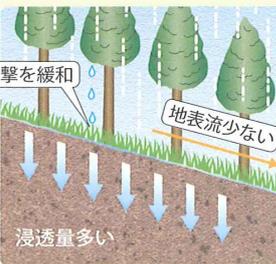
風雪害などが起きやすくなります。



雪害



台風による風倒被害



下草等が雨の衝撃を緩和し、表土の流出が抑えられます。雨水の浸透量や保水量も多くなり、水源涵養機能が高まります。

風雪害などに対して抵抗力の高い健全な森林となります。



山主さんも安心な

確かな技術と効率的な作業システムで 間伐を進めます

しっかりとした作業のシステムがあるなら安心ね!



低コストで、より収入につながる間伐には次の2点が欠かせません。

1 施業の集約化 + 2 路網の整備・作業の機械化

集約化・路網整備し
高性能林業機械を活用した
作業システム例

高性能林業機械を活用して
列状間伐を実施した場合の
作業システム例



松浦市の森林整備に関する事業の概要（令和3年4月現在）

番号	作業内容	伐採	搬出	運搬	活用	植林	下刈	メリット
①	人工林の搬出間伐（5ha以上）	流域育成林整備事業 ・森林経営計画の策定が必要ですが、国、県事業を活用できるため、高率の補助を受けることができます。 ・間伐から林道等までの搬出作業費への支援を受けられます。			森林資源活用促進事業 ・個人有林の場合は、活用量に応じて地域振興券の交付があります。			・全額補助ではないため、所有者負担が生じますが、間伐材の売払い収益により実質負担無しで実施することができます。 ・大面積なので作業道を開設して低コストな作業が実施できるので、間伐材の売払い収益（還元金）を得られる可能性があります。
②	人工林の搬出間伐（5ha未満）	高齢林間伐事業 ・負担無しで間伐を行うことができます。	未利用材搬出支援事業 ・木質バイオマス等へ利用する間伐材の搬出費と運搬費への支援を受けられます。		森林資源活用促進事業 ・個人有林の場合は、活用量に応じて地域振興券の交付があります。			・全額補助ではないため、所有者負担が生じますが、間伐材の売払い収益により実質負担無しで実施することができます。 ・小面積であっても間伐材の売払い収益（還元金）を得られる可能性があります。
③	人工林の伐捨間伐	高齢林間伐事業 ・負担無しで間伐を行うことができます。						・間伐材の売払いは行わないので、売払い収益（還元金）はありませんが、負担無しで整備することができます。
④	人工林へ侵入してきた竹の除去	侵入竹林除去事業 ・侵入してきた竹の伐採費への支援を受けられます。						・負担金が生じますが、侵入してきた竹を除去することで、健全な森林へと誘導することができます。
⑤	新規造林 再造林				流域育成林整備事業 ・森林経営計画の策定が必要ですが、国、県事業を活用できるため、高率の補助を受けることができます。 ・苗代と植え込み作業費への支援を受けられます。		流域育成林整備事業 ・森林経営計画の策定が必要ですが、国、県事業を活用できるため、高率の補助を受けることができます。 ・植栽木周辺の雑草等の刈払い費への支援が受けられます。（10年生程度まで）	・負担金が生じますが、新たな森林の育成を図ることができます。
⑥	新規造林 再造林				苗木購入事業 ・広葉樹（クヌギ等）の苗木代の支援を受けられます。			
⑦	天然林の不良木・不用木の除去	天然林整備事業 ・天然林内の不良木等の伐採費への支援を受けられます。						・負担金が生じますが、残したい樹種の生長の促進を図ることができます。
⑧	天然林の皆伐（全ての立木を伐採）	天然林更新事業 ・雑木林の更新を目的として、伐採（皆伐）から利用までの作業費への支援を受けられます。			森林資源活用促進事業 ・個人有林の場合は、活用量に応じて地域振興券の交付があります。	（天然更新） ・雑木林は切り株から新たな芽が出てくるので自然に元の森林へと生長します。		・伐採した木は、製紙用材として売払いを行うので、収益（還元金）を得られる可能性があります。 ・天然更新が可能であるため、伐採後の手入れを行う必要がありません。

○森林経営計画を策定するためには、地区単位等での取りまとめが必要となります。
○事業の実施にあたっては、森林の状況等の現地確認が必要となりますが、現地確認の結果により上表のとおり事業を実施できない場合もあります。
○事業実施に向けての手续や作業等に関するお問合せは、松浦市役所農林課農林整備係または長崎北部森林組合までお気軽にご相談ください。

○作業に関するお問合せは…
長崎北部森林組合
住所 〒857-0322
北松浦郡佐々町松瀬免463番地3
電話 0956-63-2305

○補助事業に関するお問合せは…
松浦市役所 農林課 農林整備係
住所 859-4598
松浦市志佐町里免365番地
電話 0956-72-1111